茨木市空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市に所在する空き家を地域資源として有効活用するため、茨木市空き家バンク制度を実施することにより、空き家の発生及び増加抑制並びに空き家の利活用促進及び中古住宅の流通促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる 予定の個人が所有する市内に存する一戸建ての住宅、店舗付き住宅、長屋、分譲 共同住宅及び店舗並びにその敷地(以下「建築物等」という。)をいう。ただし、 次の各号のいずれかに該当する建築物等を除く。
 - ア 分譲又は賃貸を目的とする建築物等
 - イ 主として不動産業を営む者が所有又は管理する建築物等
 - (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
 - (3) 利用希望者 空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。
 - (4) 空き家バンク この要綱の規定に基づき、空き家の売却、賃貸を希望する所有 者等から申込みを受けた情報を利用希望者に対し提供する仕組み及び利用希望者 が購入又は賃借を希望する空き家の情報を所有者等に対し提供する仕組みをいう。
 - (5) 登録事業者 この要綱の趣旨を理解した上で、空き家の媒介に協力する宅地建物取引業者で市長が適当と認め登録したものをいう。

(適用上の注意)

- 第3 この要綱は、空き家バンクに登録された空き家について、空き家バンク以外に よる空き家の取引を妨げるものではない。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに茨木市暴力団排 除条例(平成24年茨木市条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と 認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

(空き家の登録申込み等)

第4 茨木市空き家バンクに空き家の登録を希望する所有者等は、茨木市空き家バンク登録申込書(様式第1号)及び茨木市空き家バンク登録カード(様式第2号)を

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、 適切であると認めるときは、茨木市空き家バンク登録台帳(以下「登録台帳」とい う。) に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録 を行わないものとする。
 - (1) 第2第1号の規定に該当しないとき。
 - (2) 第2第2号の規定に該当しない者からの申込みによるとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳への登録が適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、前項の登録台帳への登録手続きを完了したとき又は登録しないことを決定したときは、茨木市空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)又は茨木市空き家バンク登録却下通知書(様式第4号)により所有者等に通知するものとする。
- 4 第2項による登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して2年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。
- 5 市長は、第2項に規定する内容等の確認に当たり、必要に応じて空き家の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録内容の変更の届出)

第5 第4第3項の規定により登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」 という。)は、当該登録内容に変更があったときは、茨木市空き家バンク登録内容 変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

- 第6 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4第2項の規定により登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、茨木市空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)により、当該登録者に通知するものとする。
 - (1) 登録された空き家の売買又は賃貸借の契約が成立したとき。
 - (2) 登録期間が経過したとき。
 - (3) 登録者から茨木市空き家バンク登録取消申出書(様式第7号)の提出があったとき。
 - (4) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が登録台帳に登録されていることが適当でないと認めるとき。
- 2 前項第2号及び第3号により登録を取り消されたときは、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(利用希望者の登録申込み等)

第7 利用希望者は、茨木市空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第8号)及び

び茨木市空き家バンク登録カード(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、 適切であると認めるときは、茨木市空き家バンク利用希望者台帳(以下「利用希望 者台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当す るときは登録を行わないものとする。
 - (1) 第3第2項に該当するものの事務所又はこれに類する用途に使用するとき。
 - (2) 破産者で復権を得ない者からの申込みによるとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者台帳への登録が適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、前項の利用希望者台帳への登録手続きを完了したとき又は登録しないことを決定したときは、茨木市空き家バンク利用希望者登録完了通知書(様式第10号)又は茨木市空き家バンク利用希望者登録却下通知書(様式第11号)により利用希望者に通知するものとする。
- 4 第2項による利用希望者台帳への登録の期間は、登録の日から起算して2年間 (以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

(利用希望者台帳の登録内容の変更の届出)

- 第8 第7第3項の規定により利用希望者台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、茨木市空き家バンク利用希望者登録内容変更届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。(利用希望者台帳の登録の取消し)
- 第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7第2項の規定により利用希望者台帳に登録した情報を取り消すとともに、茨木市空き家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第13号)により、当該利用登録者に通知するものとする。
 - (1) 利用登録者が空き家の売買又は賃貸借の契約を締結したとき。
 - (2) 利用希望者登録期間が経過したとき。
 - (3) 利用登録者から茨木市空き家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第14号) の提出があったとき。
 - (4) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者台帳に登録されていることが適当でないと認めるとき。
- 2 前項第2号及び第3号により登録を取り消されたときは、改めて登録申込みを行 うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供)

- 第10 市長は、必要に応じて、空き家バンクに登録された情報(個人情報を除く。) を市のホームページ等により公開するものとする。
- 2 登録事業者は、必要に応じて、前項の情報を自らの店舗やホームページに掲載する等、広く情報発信するよう努めるものとする。

(交渉、契約等)

- 第11 空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約(次項において「契約等」 という。)については、当事者間又は登録事業者でこれを行うものとし、市長はこ れに関与しないものとする。
- 2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解 決するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第12 登録者及び利用登録者並びに登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1) 空き家バンクから知り得る個人情報(第6及び第9の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要綱に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
 - (2) 空き家バンクから知り得る個人情報を市長の承諾なく複写し、又は複製しないこと。
 - (3) 空き家バンクから知り得る個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適切に管理すること。
 - (4) 空き家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなったときは、適切に廃棄すること。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施について必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月8日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式 による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨 げない。

(申込先) 茨木市長

住所氏名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号 E-mail

茨木市空き家バンク登録申込書

茨木市空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱に定める空き 家を登録するため、第4第1項の規定により申し込みます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがないこと及び記載内容について変 更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

空き家の所在等	住所	茨木市		
	地番	茨木市		
空き家の活用方法	1	記却を希望する。 2 賃貸を希望する。		
登録内容	様式第2号「茨木市空き家バンク登録カード①②」に 記載のとおり			
全国版・大阪版 空き家バンク	1	登録を希望する。 2 登録を希望しない。		

添付書類

- (1) 土地及び建物の全部事項証明書
- (2) 茨木市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (3) 同意書(土地(区分所有建物の土地を除く)及び空き家が共有名義の場合又は土地及び空き家の所有者が異なる場合)
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付け申込みの茨木市空き家バンク登録について、次のとおり空き家バンク登録台帳への登録が完了しましたので、茨木市空き家バンク制度 実施要綱第4第3項の規定により通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 登録期間 年 月 日~ 年 月 日
- 4 条 件

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク登録却下通知書

年 月 日付け申込みの茨木市空き家バンク登録について、次の理由により登録することを認めませんので、茨木市空き家バンク制度実施要綱第4第3項の規定により通知します。

- 1 空き家の所在
- 2 理 由

(届出先) 茨木市長

住所 氏名 印 (自署の場合は押印不要) 電話番号

茨木市空き家バンク登録内容変更届出書

茨木市空き家バンク登録台帳の登録内容について、次のとおり変更したいので、 茨木市空き家バンク制度実施要綱第5の規定により届け出ます。

登録番号		第 号	
変更前		変更後	

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク登録取消通知書

茨木市空き家バンク登録台帳への登録を取り消しましたので、茨木市空き家バンク制度実施要綱第6第1項の規定により通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由

(申出先) 茨木市長

住 所

氏 名

(自署の場合は押印不要)

印

電話番号

茨木市空き家バンク登録取消申出書

下記の物件について、茨木市空き家バンク登録台帳への登録を取り消したいので、 茨木市空き家バンク制度実施要綱第6第1項第3号の規定により申し出ます。

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 空き家の所在 茨木市
- 3 取消理由

(申込先) 茨木市長

住所氏名

囙

(自署の場合は押印不要)

電話番号 E-mail

茨木市空き家バンク利用希望者登録申込書

茨木市空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱に定める利用 希望者登録をするため、第7第1項の規定により申し込みます。

なお、提出する書類の記載内容について偽りがないこと及び記載内容について変 更が生じた場合は、遅滞なく届け出ることを誓約します。

空き家の活用方法	1 購入を希望する。 2 賃借を希望する。
登録内容	様式第9号「茨木市空き家バンク登録カード③」に 記載のとおり
大阪版空き家バンク	1 登録を希望する。 2 登録を希望しない。

添付書類

- (1) 茨木市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク利用希望者登録完了通知書

年 月 日付け申込みの茨木市空き家バンク利用希望者登録について、次のとおり茨木市空き家バンク利用希望者台帳への登録が完了しましたので、 茨木市空き家バンク制度実施要綱第7第3項の規定により通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 登録期間 年 月 日~ 年 月 日
- 4 条 件

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク利用希望者登録却下通知書

年 月 日付け申込みの茨木市空き家バンク利用希望者登録について、次のとおり茨木市空き家バンク利用希望者台帳への登録を却下しましたので、 茨木市空き家バンク制度実施要綱第7第3項の規定により通知します。

理 由

(届出先) 茨木市長

住所 氏名 印 (自署の場合は押印不要) 電話番号

茨木市空き家バンク利用希望者登録内容変更届出書

茨木市空き家バンク利用希望者台帳の登録内容について、次のとおり変更したいので、茨木市空き家バンク制度実施要綱第8の規定により届け出ます。

登録番号		第 号	
変更前		変更後	

様

茨木市長 印

茨木市空き家バンク利用希望者登録取消通知書

茨木市空き家バンク利用希望者台帳への登録を取り消しましたので、茨木市空き 家バンク制度実施要綱第9第1項の規定により通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由

(申出先) 茨木市長

住 所

氏 名 印

(自署の場合は押印不要)

電話番号

茨木市空き家バンク利用希望者登録取消申出書

下記の内容について、茨木市空き家バンク利用希望者台帳への登録を取り消したいので、茨木市空き家バンク制度実施要綱第9第1項第3号の規定により申し出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消理由